

イギリスにおける「パートナーシップ」、社会政策の構成が決まり、社会政策の政治的連合の問題は、ある一定の時期の社会政策の在り方を方向付けたから、社会政策のマニフェストの意味で、その政治的属性を決定するため興味だな。

参考文献

- Atcock, Pete and Scott, Duncan (2002) "Partnerships with the voluntary Sector: Can Compact Work?", C. Glendinning, M. Powell and Rummery, K. eds., *Partnerships, New Labour and the Governance of Welfare*, Bristol: The Polity Press.
- Amin, Ash, Cameron, Angus and Hudson, Ray (2002) *Placing the Social Economy*, London: Routledge.
- Annesley, Claire and Gamble, Andrew (2004) "Economic and Welfare Policy" S. Ludlam and M. J. Smith eds., *Governing as New Labour: Policy and Politics under Blair*, Basingstoke : Palgrave Macmillan.
- Atkinson, A. B. (1995) *Incomes and the Welfare State: Essays on Britain and Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Bader, Veit (2001) "Introduction", P. Hirst and V. Bader eds., *Associative Democracy: The Real Third Way*, London; Portland: Frank Cass.
- Barry, Brian (2001) "UBI and the Work Ethic", P. Van Parijs, et. al., *What's Wrong with a Free Lunch?*, Boston, M.: Beacon Press.
- Deakin, Nicholas (2002) "Public-Private Partnerships: a UK Case Study", *Public Management Review*, Vol. 4, No. 2.
- Employment Agency (2001) *New Deal: Facts and the Future*, Employment Agency.
- Esping-Andersen, Gøsta (2002) "Towards the Good Society, Once Again?", G. Esping-Andersen, et al., *Why We Need a New Welfare State*, Oxford: Oxford University Press.
- Finn, Dan (2004) "Employment First: Labour's Welfare to Work Strategy and New Deals for the Unemployed", prepared for the

めの政策としては、広義のベーシックインカムが、民間非営利組織の発展と連動していくという方向が浮上する。たとえばハーストは、ベーシックインカムを活用して市民が、民間非営利組織から社会サービスを購入するというかたちを提案する。その結果、市民は福祉サービスを選択することが可能になり、民間非営利組織には持続的活動のための料金収入が提供される。こうして経済基盤を得た非営利組織は、狭義の労働市場の外にあつた無償労働の事業化とその社会的評価を実現していく。

本章が検討してきたように、イギリスではニューレーバーが（変化の兆しはあるものの）前者のパターンから出发し、これに対して、後者のパターンが「もう一つの第三の道」「真の第三の道」として掲げられる、という構図になつてている。

もつとも、社会的包摶をめぐる三次元のパターンはこの一つに限定されるわけではない。イギリスの外に目を向けると、また別の組み合わせも見出すことができる。たとえば、大きなコストを投入しながら、就労中心の自立支援を行い、民間非営利組織はあくまで部分的に、たとえば就労自立が困難な人々を対象とした政策領域に限定して活用する、といったパターンである。これは、ある意味で社会的包摶戦略を先取りしていたスウェーデンなど、北欧の社会民主主義レジームに見られるパターンである。

ただしそのスウェーデンでも、左派連合政権内部では環境党が脱生産中心主義を掲げベーシックインカムの導入を目指している。スウェーデンにおける環境党の路線は、明らかにイギリスにおいて脱生産中心主義を掲げる「もう一つの第三の道」論と強く共鳴している。この社民党と環境党の対立と妥協は、福祉国家のスウェーデンモデルを揺るがせていく。たとえば、二〇〇五年度にから正式に導入されたフリートイヤー制度は、失業保険の受給資格のある市民に従前所得の七割弱の所得保障をして最長一年の休職を認めるものであり、一種の時間限定型のベーシックインカムというべきものだが、これは明らかにスウェーデン社民党と環境党の妥協の帰結であった。

本章は、「第三の道」の福祉政策を概観すると同時に、その継承発展、あるいは乗り越えを目指す議論と対応する政策展開を検討してきた。それは、社会的包摶のための支援の強度、社会的包摶の場、そして社会的包摶のための政策手段の構成、とくに民間非営利、営利企業の役割という三つの次元であつた。この三次元にわたる政策オプションをいかに組み合わせるかは、「第三の道」以後の福祉政治の主要な争点の一つとなるであろう。ただし、以上の三次元が、新しい福祉政治の争点をすべてカヴァーしているのではない。本章がとらえようとしたのは、あくまで社会的包摶にかかるオプション群であり、年金、医療、教育などの領域には、社会的包摶の戦略とは無関係ではないにせよ、また相対的に独立した政策空間が存在する。

そのような限定を付した上で、この三次元でのオプションの組み合わせについて最後にいくつかの点を補足したい。オプションの組み合わせとして、一方ではあくまで就労を自立の基準とした、支援の水準の低い、強制の度合いの強い政策が、民間営利企業あるいは事業規模の大きな（したがつてアソシエーションとしての柔軟性を失つた）非営利組織を動員しながら展開される、というケースが想定できる。民間非営利組織の組み込みが、アソシエーションの自律性を犠牲にする方向ですむならば、そのきめ細かな支援能力を期待することは難しくなる。しかし、もし福祉政策が就労支援、自立支援よりも就労義務を優先させるのであれば、それはそれで平仄が合っていることになる。

他方では、自立のための支援に力点を置いた政策が、就労の外での自立支援も重視しながら、とくに柔軟なアソシエーションとしての民間非営利組織を活用しながら展開するというケースも考えられる。この場合、そのた

フュアを批判する一方で、福祉の「ユーティール政策においても支援よりも強制の要素が先行しがちである」と懸念を表明する。民間福利企業、非福利組織における正規雇用というかたちをとつて就労支援を行う利点は、当事者の自立へのリーズにより細かく、臨機応変に対応できるからである。媒介的労働市場組織の多くはイギリスの法人格上は有限会社であるが、むしろそのアソシエーションとしての質と自律性が活かされているのである。ところからば、アソシエーションが提供する組織内部のデモクラシーを、一方では自立支援政策に活かしながら、他方ではこれをローカル、ナショナルな政策形成プロセスにおけるデモクラシーに繋げていくという展望が現れる。この展望は、近年アソシエーティブ・デモクラシーと呼ばれる構想と重なつてゐる。アソシエーティブ・デモクラシーは、議会制民主主義の陸路を、民間非福利組織等がその内部で、または他の組織との間で形成する「パリケーン式」としての「デモクラシー」(Hirst 1994: 34) もしくは「協調・熟議デモクラシー (Associative Democracy)」(Perczynski 2001: 81-82) によって打開していくとするものである。その上で、各組織の政策過程あふるは専門過程への関与を誇る、政労使に限定されていたこれまでのネオ・コープラティズムに比べて、よりすそ野が広い開かれた協議体制を実現しようとする。

媒介的労働市場組織の戦略やアソシエーティブ・デモクラシーの構想は、民間非福利組織の組み込みとなる点ではニーノーネバーのパートナーシップ政策と共通しても、アソシエーションの自律性や影響力といつても、ニーノーネバーとは異なつた理念に立脚するといつてよご。この点で、グレイダーらが、「第IIの道」路線に対しても、アソシエーティブ・デモクラシーを政府と市場の一^二者択一を越える「真の第IIの道」と位置付けていることは興味深い (cf. Bader 2001)。

おして展開したグラスゴー・ワークスの経験と共に併せて、イギリス全国に知られるようになつた（Anin, Cameron, and Hudson 2002）。

「Jの媒介的労働市場組織が注目されたのは、その就労支援プログラムのパフォーマンスによってであった。媒介的労働市場は、通常の公的職業訓練プログラム（Training for Work）などを、様々な点で凌駕した。公的職業訓練プログラムが五〇%を超える中途離脱者を出してくるのに対し、媒介的労働市場の場合は、110%から110%に留まる。プログラム終了後の再就職率は、スコットランドとウェールズの公的職業訓練プログラムが終了後三年以内の就職が四九%であるのに対し、媒介的労働市場を経たものは、111週間以内に六〇%以上が新しい仕事を得ている。また、グラスゴー・ワークスについてその後新しく仕事を得たものは、六カ月後にその五七%が、そして一一カ月後にもその五五%が継続している。これは、「福祉のニューディール」関連のプログラム全体で見たときのデータより、110%高い継続率である。ムルムルブニア政権の「福祉のニューディール」プログラムには、こつたん就労したもののがすぐニ失業保険に戻る回転シア現象が描寫されたが、この点で媒介的労働市場は大きな成果を挙げている（Marshall and Macfarlane 2000）。

媒介的労働市場組織の財政のうち、事業収入は全体の約一割で、その他は多様な公的資金に依拠している。具体的には、福祉のニューディール関連のプログラムと欧洲構造基金がそれぞれ約11割ずつを占め、「包括的地域開発補助（SRB）」等の補助金がこれに加わる。しかし、多くの組織は、サイクル、給付対象、対象地域などが多様な複数のプログラムを束ねて財源として運用しており、JWVした自律性と主体性は媒介的労働市場組織がすぐれたペフォーマンスを示す背景となつている（Marshall and Macfarlane 2000）。

ここで注目したいのは、媒介的労働市場組織の発展と決定論的視点したグラウムスが、就労支援がワークフロー的なアプローチで行われるJWVを批判してゐる（Grimes 1997）。グラウムスは、アメリカのワーク

ところが、媒介的労働市場の特徴である。

一九八三年に「グラスゴーのワイズグループ」が開始したことを嚆矢として、一九九四年には、同じく「グラスゴーの「グラスゴー・ワークス」」が、いくつかの社会的企業と委託契約を結び事業を開始した。その辺の戦略は、マッチエスター、リヴァーポール、バーミンガム、ブリストルなど各地に拡がり、二〇〇〇年度では、少なくとも六五〇のプログラムが展開し、三二〇〇人を雇用している。(Marshall and Macfarlane 2000)。

「グラスゴーは典型的な旧工業都市で、産業構造転換の打撃を被った他の工業都市と同様に、七〇年代初頭には失業率が急激に上昇した。スコットランドの失業者の二〇パーセントが「グラスゴー」に集中し、そのうち一五%が長期失業者で、三分の一が二五歳以上という事態に立ち至った。しかししながら、政府がスコットランド省をして投入した地域発展プログラムに基づいて、数社の「ウェルカム・リティ・ビジネス」が現れたが、しかし、団体の多くは、地域開発プログラムの財源にあまりに強く依存していたために、プログラムの改廃や行政組織の再編によってほとんどが衰退していったのである (Amin, Cameron and Hudson 2002)。

このよくななかで、一九八三年に設立された「ワイズグループ」は、行政への依存関係に陥ることなく、事業を開拓してきた稀な例であった。そして、媒介的労働市場という考え方とは、この「ワイズグループ」の活動をおとして形成されてきた。ワイズグループが行つたのは、スコットランド西部及び中部の公営住宅修繕および景観修復事業を開拓しながら長期失業者に賃金を支払い、同時に彼らに約一年間のOJTを提供することであった。ワイズグループが展開した個別のプロジェクトは九〇〇カ所に及んだが、そんじてくに重視されたのは、長期的失業のために失われた対人的、社会的な交渉、行動スキル全般にわたるトレーニングであった。やがて「ワイズグループ」は、一方では労働市場の需要に即した個別技術の習得に、他方では学習障壁をもつた人々のトレーニングにと活動の幅を広げながら、その方法を確立していく。やがてこの「ワイズグループ」の成功は、同様の活動を委託契約をと

が、単に再分配をとおしての所得保障におかれるのであれば、それは中央政府が集権的に遂行していくべきことは困難ではない。しかしながら、第一節、二節で指摘しておいたように、福祉政策の課題が（労働市場であれその外部であれ）市民の自立を支援するところを求められてゐると、民間組織の貢献は不可欠のものとなる。市民の自立と参加の障壁となつてゐる問題は、当事者（）と同じ様ではなく、たとえば家族関係に端を発する内面的な困難から、近親者のケア、生活能力や技能の欠落など多岐にわたる。こうした個々のニーズを行政が掌握し対応していくことは容易ではない。当事者にすら必ずしも自明ではないニーズを掘り起しつづけの回路が重要になっていく。また探し当てる多面的な問題に有機的に対応していく組織の柔軟性が求められる。この点で、民間非営利組織の役割はたいへん大きいのである。

II アンダーソンの可能性

実際のところ、ニコーン・バーがパートナーシップ政策を重視したのも、地域における社会的包摂を実現するうえで民間非営利組織の役割が不可欠であることを認めねばならなかった（Deakin 2002）。アンダーソン・バーは、ソーシャル・セーフティ・ネットワークを中心とした媒介的労働市場組織の活動では、ニコーン・バーの理念を準備した労働党の社会公正委員会でも注目され、後には福祉のニードディール政策に大きな影響を与えた（なお、以下の叙述は〔西本 2004〕による一部重複する）。

媒介的労働市場とは、グラスゴーの「ワイスグループ」の創立者の一人であったアリストー・グライムズによる造語で、長期的失業者あるいは就労上のなんらかの困難を抱える人々を主な対象として、彼らの雇用可能性を高め労働市場への架け橋を提供することである。その方法は、短期契約による雇用労働を提供し、これに職業訓練や職業紹介を組み合わせる、といふがたちをとる。福祉プログラムではなく、正規の雇用契約であるところ

団体がコンパクトを締結し、長期的視点になつて価値とビジョンを共有していくという考え方である。コンパクトにおいては、行政は民間非営利組織の独立性を尊重すると同時に、こうした組織が政策形成に積極的にかかわるような配慮をしていくこと、他方で民間非営利組織は、組織運営のアカウンタビリティを強めつつ、交付された公的資金にみあつたサービスの質を提供する努力をするなどが謳われた。一九九八年にイングランドおよびスコットランドで、政府と民間非営利組織の連絡団体の間でコンパクトが締結され、これを受けて各自治体レベルでのコンパクトが次々にむすばれた(Alcock and Scott 2002)。二〇〇五年の段階では、イングランドだけでも1100以上のコンパクトが各地で締結されてゐる。「むすばせ」一連のコンパクトの上に立つて、内務省や内閣府が、非営利民間組織によるサービス供給の執行状況やその法的枠組みについてのレビューを行つた。

しかしながら、「第三の道」路線におけるべつたパートナーシップ政策が、行政と民間非営利組織の対等な関係をつくりだしたかといえば、これを疑問視する議論は少なくない。たとえばティラーは、コンパクトがそれ自体として行政と民間非営利組織の関係を新しく相互的な関係に転換した例はほとんどないと見る。現在、両者の相互的な関係が形成されているといふことは、コンパクト以前からそのような関係を実現していただところなのである(ティラー 2005)。

また、ハーバードパートナーシップ政策の下でも、かつての保守党政権の場合と同様に、福祉サービスを供給する民間非営利組織は、その事業規模を拡大し、組織を効率化して対応することを余儀なくされている。民間非営利組織は、こうしたなかで、かつての組織的特性であつた柔軟性や多様性を失つてしまふ場合が多い。一見、民間非営利組織の自主性が尊重されているように見える場合も、実際には、サービスの質や安全の名において、集権的に標準化がすすめられてゐることが多いのである。民間非営利セクター内部の階層化もすすむことになる。

もともと、福祉のニューディールについて、民間非営利組織の役割は不可欠のものであつた。福祉政策の課題

べる11番目の論点は、民間非営利組織を中心としたアソシエーションの位置付け方にかかわる。ここで民間非営利組織と呼ぶのは、一方における営利企業組織、他方における行政組織と区別される多様な社会集団を指し、欧洲でヴォランタリー・セクターあるいは第三セクターと呼ばれる組織に対応する。具体的には、協同組合、共済組合、有限会社、任意団体などを含む。

一般にイギリスのような自由主義的レジームでは、民間非営利組織は、小さな政府を補完すると同時に、財源等の面では自立性が強いとされてきた。それでも戦後の福祉国家体制の整備とともに、政府のコントロールの範囲が拡大していくが、流れは七九年のサッチャー政権の登場によって逆転する。国民医療サービスの供給体制への内部市場の導入、公営住宅の民間売却、あるいはコミュニティ・ケアの導入による民間非営利組織への業務委託の拡大、公共サービスの一部への競争強制入札の導入が行われた。拡大を続けてきた政府の影響力は急速に縮小し、市場原理の拡大が追求されたのである（平岡 2003）。

「第三の道」は、サッチャリズムの志向した市場原理主義と一線を画そうとしたが、他方において公共サービスが民間の供給主体に担われることについては、これを積極的にとらえていた。したがって保守党政権の民営化路線を再度逆転するのではなく、行政と民間非営利組織、営利組織のパートナーシップを強化という方向に転じようとした。たとえば、自治体の公共事業の民間委託に関しては、競争強制入札に代えて「ベストバリュー」と呼ばれる方式が提案された。これは、コスト削減のみが強調されがちであつた競争強制入札に対して、サービスの質や住民の要求、さらには労働コストなどより多様な条件を考慮した評価を行つたうえで、サービスの供給体制を決定したり見直したりしていこうとするものである（ブレア 2000）。

さらに、民間非営利組織とのパートナーシップについては、保守党政権時に強まつたコントラクト＝委託契約をとおしての結びつきに代えて、コンパクト＝協定が提唱された。つまり、行政と民間非営利組織の中央、地方

ランティア活動等を給付の対象として組み込んだものである。具体的には、育児にかかる費用を条件として税額控除を導いた「親類税額控除 (Parents Tax Credit)」、看護者や障害者の介護を評価する「ケア提供者税額控除 (Carers Tax Credit)」⁹⁶、地域活動に投じる「コミュニティ活動者税額控除 (Community Workers Tax Credit)」⁹⁷が提案された (Williams and Windebank, 2003: 175-178)⁹⁸。ウイリアムズとワインバーンクは、これが「上から」の制度改正と、地域課題の「下から」「トカム」のマッチングが連動するとして、フル活動社会への接近が可能になると考へる。

参加所得の場合も、能動的クレジットの導入も、大きな問題は、労働市場の外部にあってこれまで私的活動と見なれてきた育児、介護、ボランティア活動を制度的に評価の対象とするところにかかる。とくにボランティア活動については、バーイーが懸念するように、それをモニターハー官僚制の恣意的な権力を増大させるところにつながるかもしない (Barry 2001: 66)。また育児や介護の社会的評価に関しては、女性のジョンソンダーリ役割を固定化するにつながるかもしない (日本 2005)。参加所得や能動的市民クレジットの導入に際しては、このよほな問題にいかに対処していくかが問われるところだ。

4 パートナーシップ政策の展開

福祉のリヨーディールにおいて、失業者のメニューングの場として、地域の民間非営利、営利組織が組み込まれたことは既述のとおりである。「働くための福祉」を推進したのは、ショグセンター・プラスを軸とした民間非営利組織、営利企業のネットワークに他ならなかつた。「第三の道」を乗り越えようとする試みとしてあげる

「J」のような考え方方に立つたベースクインカムのバリエーションの一つが、アトキンソンが提唱する「参加所得（Participation Income）」である。アトキンソンは、既存の社会保障制度を大枠で維持しながら、各制度に共通する最低保障部分としてベースクインカムを給付することを提案する。アトキンソンが一九九五年に行つた提案では、税控除の全廃などによる財源調達で、現行制度の枠内にこれに一八歳以上の市民に対する週一八・一五ポンドの所得保障を加えることが可能となる。これによりて、公的扶助の受給者は約五〇万人減少するとされる（Atkinson 1995 : 301-303）。同時に、「J」の最低保障の給付は無条件とするのではなく、狭義の雇用労働以外に、退職年齢に達していること、労災認定などの他、介護、育児、ボランティア活動などの参加を条件としようとするものである。アトキンソンは、ニューヨーク市議会の議員であり、その報告書には参加所得の構想についても取り上げられていた。

Jの参加所得と似かよつた発想であるが、前項で述べたウイリアムズとウインデバンクは、ニューヨーク市による税制と社会保障の統合という方向に沿いながら、税額控除制度の抜本的な拡大と「能動的市民クレジット（Active Citizen's Credit）」の導入を提唱する。既述のように、ニューヨーク市議会は就労支援型の政策として、勤労家族税額控除の制度を導入し、二〇〇一年には、これが独身層や高齢層等にも対象を拡大するかたちで勤労税額控除に継承された。ウイリアムズとウインデバンクは、二〇〇一年の改革の方向を支持しつつも、税額控除の適用対象をさらに拡大し、「J」に障害者とフルタイムでの教育あるいは職業訓練を受けている人々を加えることを提案する（Williams and Windebank 2003 : 173）。

だが、「J」では依然として、失業者や就労時間が短いパートタイム労働者は対象から排除されている。ウイリアムズとウインデバンクは、税額控除の制度をより包括的なものとするために、「J」に能動的市民クレジットを加えることを提案する。能動的市民クレジットは、育児や介護、あるいはコミュニティにおける多様なボ

II 全面活動社会への政策

労働市場の外での生活能力支援の意義を強調する人々にとって、掲げられるべき政策メニューの内容あるいはその優先順位は、就労自立を優先する人々とは異なっている。

今日、「全面活動社会」を志向する立場がもつとも重視する政策は、ベーシックインカムであろう。ベーシックインカムは、これまで就労を与件とした各種社会保険と、所得調査を伴う公的扶助から成ってきた社会保障制度を、所得調査を伴わない、一律で無条件の所得保障によって部分的にあるいは全体として置き換えていくとする考え方である（小沢 2002）。ベーシックインカムの発想は、しばしばユートピア的であるとの批判を受けてきたが、オッフェによれば、脱工業社会の労働市場においては完全雇用を再興しようとする試みのほうがユートピア的である。したがって、労働市場の規模が制約されていることを前提にして、就労を与件としない所得保障の制度を設計することが求められているのであり、ベーシックインカムはそのような制度として有力なのである（Offe 1997）

ベーシックインカムの問題点として共通して指摘されているのは、この制度が互酬的な関係を求める人々の公正感覚に反する、という点である。ジョーダンが指摘していたように、ナショナルな福祉の制度のなかで厳格な互酬性を求めるのは無理があり、場合によっては強制労働の制度に転換しかねない。しかし他方において、互酬性は人々が各々の条件で社会参加を行う、とこうようによくやかに解釈すれば、も可能である（Fitzpatrick 2003: 29）。社会的包摂は、そのような相互的な関係をとりむすぶための条件形成にかかるものである。ベーシックインカムを、非労働市場領域での社会的包摂の手段として位置づけようとするならば、緩やかな互酬性原理を前提として、多様な社会参加の在り方を評価し、それを条件にベーシックインカムを提供していくと云う方法も成り立つ。

業国においては雇用率の長期的な遞減傾向が明らかになつてゐる。今日、旧EU加盟十五カ国で、雇用率の平均は六一%にすぎず、六〇年代からの長期的変化をみると、テンマークなど一部の例外を除いて、基本的にどの国も減少傾向が続いている。これまでの完全雇用が男性稼得者の雇用充足を意味していたのに対し、今日の労働市場は両性の労働市場参加を前提としており、しかも労働生産性の上昇が続いていることが背景としてある。また、就労を実現したものの中でも、貧困は必ずしも解消されていない。これはしばしばワーキングプアと呼ばれる層の増大に窺える。

ウイリアムズとワインデバンクは、就労と貧困との関係を正確にとらえるために、清掃、家屋の保持、料理、子どもの世話を「世帯がその生活を維持するうえで必要と思われる項目」を抽出する。そのうえで、サウスハンプトン、シェフィールドなどイギリスの一〇の地域で、世帯の雇用状況」とに各世帯が必要と考へる項目がどれだけ実現できているかを見たのである。その調査の結果として注目されるのは、失業世帯において実現できていない項目は四三・三%であるのに対して、共稼ぐで低収入の世帯においては、実現できていない項目が四八・九%に及ぶことである（Williams and Windebank 2003: 90）。就労への圧力が世帯の生活能力や地域のネットワークを解体したために、世帯の様々な機能が充足されなくなつてゐるのである。

ジョーダンにせよ、ウイリアムズとワインデバンクにせよ、彼らの議論が共有するのは、ニューヨーカーの「生産中心主義（Productivism）」ともいふべき側面への批判である。フィッツパトリックによれば、福祉政策における生産中心主義とは、ケア活動や自然環境を含んだ再生産の領域を生産の論理に従属させる思考であり、この価値序列の逆転を図るのがポスト生産中心主義ところとなる（Fitzpatrick 2004: 214-216）。つまり、社会的包摂の場をめぐる対立には、その背後に、社会民主主義のよつて立てられた価値をめぐるより大きな対立が伏在していることになる。

たとえばジョーダンは、「第IIの道」路線をクリントン改革と共通するワークフュア的な「新しき正統派」とした上で、その特徴を次の二点に要約する。すなわち第一に、国としての経済繁栄は、労働力の技能水準が決めるという考え方に対する立つこと。第二に、強い勤労倫理が社会全体を裨益するという前提に立つこと。そして第三に、権利と義務のバランスを重視し、互酬性原理を掲げて福祉受給者に就労を促すことである (Jordan 1998: 38-43)。しかしながら、ジョーダンによれば、このした考え方は、過ぎ去った産業主義の時代の価値に強く執着している点において妥当性を失つており、混沌をはらんでいる。第一の点にかかわっては、今日の労働市場においては、高度な教育と訓練を必要とする仕事は急速に減少している。日本や韓国からの製造業の投資がすんなりイギリスはともかく、ドイツやフランスでは明らかに学卒者や技術者の長期的失業が増大している。増大しているのは、低熟練の対人サービス部門である。ここでは、教育・訓練の徹底がそのまま雇用可能性につながるという論理は妥当しない。また、第一の点にかかわっては、今日の市場経済では、一国の経済繁栄は、グローバルな産業配置のなかでの位置によつて決まるのであって、内部の勤労倫理に依存する度合は小さくなつていて。さらに第IIIの点については、本来小さなヨーロッパの中でも機能しうる互酬性の原理を、人々相互の貢献と受益の関係が明確に追跡できないナショナルな枠組みに導入すると、強制労働の制度になりかねない (Jordan 1998: 43-66)。

またウイリアムズとワインデバンクは、ジョーダンと同様に「第IIの道」を批判しつつも、その批判的継承を語り、「われ」への第IIIの道 (Alternative Third Way) の像を示唆とする。彼らは貧困への対処が社会的包摂をとおしてすすめられるべきと考へる所で、「第IIの道」と視点を共有する。しかし、田舎れるべきは「第三の道」が掲げる「完全雇用社会 (Full Employment Society)」ではない。社会的包摂の場を広く労働市場を越えて設定する「全面活動社会 (Full Engagement Society)」が田舎れるべき (Williams and Windebank 2003: 137-140)。

「全面活動社会」が必要されるのは、今日の労働市場に大きな変化が生じてこなかつてある。おそらく、先進工

以降のリードナー・バーの福祉政策は、アメリカ型からスカンジナビア型に接近していくと結論する論者もある（Annesley and Gamble 2004: 156）。

まだ1100周年からの選用が開始された「児童基金制度（Child Trust Fund）」は、とくに青年層の自立支援に対する新しいアプローチとして注目されている。これは、イギリスに在住し児童手当の対象となるすべての子供の出生時に、政府が親にバウチャーを送り口座を開設させ、1100ポンド（貧困家庭の場合500ポンド）を振り込むものである。両親や友人はこの口座に、年に1100ポンドまでを無税で振り込むことができる。子供が7歳になつたときに、政府は再度この口座に給付を振り込むがまだその額は決定されていない。この口座は、当人が18歳になるまで引き出せてもよい。フアンドの使途はとくに限定されているわけではないが、イギリス財務省が期待しているのは、「ロハルータの購入、職業を得るための訓練や移動費、住居費や当人の家族の扶養」などである（HM Treasury 2003）。

3 完全雇用社会か全面活動社会か

1 ポスト出産を中心とした「第三の道」批判

前節でみた「第三の道」批判は、社会的包摶を実現するにあたって、どれだけの資源を投入し、いかなる支援を提供するかという点にかかわる批判であった。これに対して別の論者たちは、「第三の道」が社会的包摶を田指すとともに、労働市場における自立つまり就労のみを重視し、しかもそれを強制の度合いの強い手段によって追求する」とことを批判する。そして、労働市場の外部における多様な社会活動、すなわち対人ケアや地域のボランティア活動、教育訓練などを含めて、社会的包摶の場を全面的に拡大していくことを主張する。

| 政策介入によって変化させるもの | | |
|-----------------|--------|-------|
| 政策介入の焦点 | 問題のリスク | 問題の効果 |
| 事態への遭遇 | 予防 | 保護 |
| 事態からの脱却 | 自立奨励 | 自立推進 |

表1 社会的包摶のための介入の4形態

(出典: Hills, John (2002), "Does Focus on 'Social Exclusion' Change the Policy Response?" J. Hills, J. Le Grand, and D. Pichaud eds., Understanding Social Exclusion, Oxford University Press.)

現実の政策は、このどれか一つだけの目的を掲げているのではなく、多かれ少なかれ複合的な機能を果たす。しかし、これまでの「第三の道」では、表1にいう「予防」および「自立奨励」に重点があり、「保護」や「自立推進」は軽視される傾向にあった。ヒルズによれば、この点が手厚いドイツの貧困有子家庭支援プログラムとイギリスの制度を比較すると、一年後に一人以上の正規雇用者をうみだした世帯の割合は、ドイツが六三%であるのに対し、イギリスは五一%となつていて、「勤労家族税額控除」の場合はたしかに「保護」や「離脱推進」の機能もカヴァーしていたが、その規模は不十分なのである (Hills 2002: 233)。

自立支援の強度をめぐるこうした批判は、ニューレーバーの「第三の道」路線の問題点をついたものであった。ただしその後、第一期の終わりから第二期をとおして、ニューレーバーが各種の所得保障の改善を行つておたこと、また、自立支援のための新しいアプローチを政策化してきたことも併せて注目してよい。

勤労家族税額控除の受給世帯は、九七年の七九万世帯から二〇〇一年の一一九万世帯に増大し、その平均控除額も、九七年の週約五九ポンドから二〇〇一年には約八四ポンドに増大してゐる (Finn 2004)。制度的には、二〇〇一年からは、勤労家族税額控除と児童税額控除の関係が整理されて、独身層、熟年層など有子世帯以外の人々にも対象を拡大した「勤労税額控除 (Working Tax Credit)」と「児童税額控除 (Child Tax Credit)」に再編された。併せて教育と医療を中心として、第二期以降、労働党政権の公共支出は拡大しており、こうした展開から、第二期

II 批判と変化

これに対しても、就労促進のための福祉政策とアプローチに理解を示しつつも、そのために何を就労を直接の条件とはしない所得保障など、より支援度の高い政策展開が重要になるところの議論も現れている。

たとえばエスピング＝アンゲルセンは、「第三の道」政策について、就労を奨励するよりも就労を直接基礎的な所得保障が後景に退いてしまふ現象。その結果として、時間をかけた技能獲得などが困難になり、「第三の道」が主張した社会的投資戦略（福祉政策による人的資本の拡充）そのものに支障が生じてくる、と指摘する。エスピング＝アンゲルセンによれば、「真に効果的な社会的投資戦略は、（貧困の出現を予め防ぐ）予防的な福祉政策と切り離されではならない」のである (Esping-Andersen 2002: 5)。

同様の問題を、ヒルズはより理論的に表現してある。ヒルズもまた、「第三の道」が掲げる積極的福祉という方向を基本的に承認する。しかしながら、積極的な福祉のための政策介入には、一つの次元の交差が描かれており、このペターンがあると主張する。第一は、政策介入の焦点に関する軸で、失業や貧困など不運な事態への転落を防ぐ」とにかかるが、そこからの離脱にかかるかといふ次元である。そして第二は、政策介入がどのような問題に関する次元で、失業や周辺化などといった状態それ自体か、あるいはそのような状態が引き起す効果か、という次元である。この二つの次元の組み合せにより、失業や周辺化そのものを予防する「予防 (prevention)」、もよおな事態に陥つてしまひたときに立ち向ける「立て槻 (promotion)」、失業等の経済的効果 (あつさ困窮) に対する「保護 (protection)」としてあるが、困窮からの離脱の手口となる経済的支援をおこなう「立て槻推進 (propulsion)」が区別される。このことは表一のように表現される。ここで「立て槻推進」がアームchair含めた就労へのインセンティブ形成を主な懸念するのに對して、「立て槻推進」とは、就労を現実化するための付加的な経済支援などが主な内容となる (Hills 2002: 232)。

した。それまでイギリスでは、労働市場全体に適用される最低賃金制度は存在せず、一部の低賃金部門のみを対象としてその賃金水準を監視する「賃金審議会」が活動してきたが、保守党政権によつて一九九三年にさく一部の職域をのぞいて廃止されていた。これに対してニューレーバーは、労働組合会議TUCの強い働きかけを受けて、またEU社会憲章を尊重する趣旨からも、最低賃金制度の導入に踏み切つたのである。一八歳未満の労働者と就職後一年以内の二六歳未満の労働者は対象から除外されたものの、導入直後の最低賃率は時給三・六ポンドとなつた。また、一九九九年以來、低所得層への限界税率の引き下げが行われた（田口 2001）。

しかし、このような支援的な政策の展開には、多くの制約があつた。「勤労家族税額控除」の制度も、給付対象者および給付の規模という点からは、一九九九年の導入時点での低所得世帯に対する給付規模が一三億ポンドと決して大型のプログラムではなかつた。加えて、最低賃金制度は、「勤労家族税額控除」などと連携しその財政負担を軽減することを意図したものであつた。また、最低賃金制度の導入という点では保守党政権と一線を画したニューレーバーも、労使関係制度については、保守党政権の規制緩和路線の大枠を継承していた。二〇〇〇年には、EU指令に関連してパートタイム労働者の解雇規制が導入されたが、その対象は狭められ、非正規労働者の九割が適用対象外に置かれることになつた。こうして、最低賃金制度の導入はパートタイム労働者の増大と一体となつてすんだ。最低賃金制度が導入された一九九九年とその前年との間で、その適用対象となるパートタイム労働者は、一一〇万人から一三九万人に増大している（田口 2001：47）。最低賃金制度の導入にもかかわらず雇用は増大したが、雇用増の多くはパートタイム労働者によつて説明であるのである。

そのスタート時点を念頭に置く限りでは、ニューレーバーの福祉政策は、就労支援に力点を置く北欧型の政策よりは、就労義務を打ち出していくアメリカのワークフェア政策に近かつたといわざるをえない。

新しさアプローチとして打ち出されたのは、一九九七年に首相直轄（二〇〇一年以後は副首相直轄）の省庁横断的な機関として設置された「社会的排除ユニット（Social Exclusion Unit）」である。社会的包摶あることは社会的排除との闘いとなる理念が、失業や貧困など問題に亘り、その要因を多元的にとらえねむことに特徴がある。したがって、社会的排除ユニットが田舎したのは、住宅問題、失業問題、健康問題、犯罪など「複合した問題に連携して対処する（joined up solution to joined up problems）」へといた。このユニットは、地域での連携アプローチをすすめるためのプロジェクトチームを展開しているが、逆にハベスナードも支援の規模そのものが拡大されたわけではなかつた（Deakin 2002）。

もちろん、ニューノーバーによる就労支援政策が、あぐつて支出増を伴ねず、あるにはムチの要素で行われたわけではない。たゞれば、ブラウン財務相の主導で導入されたとされる「勤労家族税額控除（WETC）」は、就労への積極的インセンティブを形成していくとする支援型の政策であった。「勤労家族税額控除」は、アメリカの「勤労所得税額控除（EITC）」同様の一種の負の所得税で、一定収入以下の世帯は、所得税を納入する代わりにある税額が補助金として給付される。ただし世帯構成員が週に一六時間以上就労していく資産が九〇〇〇ドル以下の中子世帯であることが条件となる。また、手取り収入が所得の増額によつて減少しないかたちで設計されており、従来の公的扶助制度にみられる失業の限あるいは貧困の限を回避しようとしていた。また週三〇時間以上の就労については税額控除が上積みされた。つまり、この制度は就労に向けた積極的インセンティブ形成を図るにこゝる、「働くための福祉」政策と最低限所得保障を両立させたためのものであつた。勤労家族税額控除は一九九九年に導入され、また二〇〇一年には、子をもつすぐの世帯を対象とした「児童税額控除」が導入された（橋本 2002）。

やがて、「勤労家族税額控除」と同じ一九九九年、ブレア政権はイギリスでは初めて全国最低賃金制度を導入

ただしその一方で、ニューディールプログラムのもとでの雇用拡大の多くが、不安定なパートタイム労働であり、離職率が高いという指摘もある（阪野 2002：166）。その後、こうしたニューディールプログラムは、二五歳以上の成人、ひとり親、障害者などに対象を広げながら拡大されていった。一人親、障害者などについては、失業給付停止などのペナルティは外されたが、定期的な就労インタビュー（work focused interview）に臨むことが義務づけられた（Finn 2004）。

福祉のニューディール政策は、失業者の個別のニーズに対応するためにも、分権的な体制で、地域の雇用担当局が基軸になつて展開される。1990—年の改革以後は、雇用年金省管轄の「ジョブセンター・プラス」がその役割を担つてきた。全国に一五〇〇のオフィスを有するジョブセンター・プラスは、地域の事情に応じて、民間非営利組織、営利企業、経営者団体、労組などと連携をとりながら、ニューディール政策を遂行する。ノルでは、地域における雇用創出にどれだけのリソースが動員されるかが問られてくるが、この点については、保守党政権以来の総合的地域補助金プログラムである「包括的地域開発補助（SRB）」などが継承されたものの、財源に関する抜本的拡大はなかつた。少なくとも第一期のニューレーバーにあつては、目標は「デイマンドサイド」を含めた完全雇用ではなく、労働力のサプライサイドでの、雇用可能性の向上にこそあつたのである。

ここで問われてくるのは、このサプライサイドの雇用可能性向上のためには、それではどうまで実質的な支援がなされたかである。ブレア政権は、ニューディールプログラムのための財源として、民営化された旧公営事業へのウインドフォール税による収入のうち三六億ポンドを充てたが、これは暫定的措置であり、基本的に保守党政権の財政パラメーターを継承することを明らかにしていた。積極的労働市場政策への支出のGDP比を一九九九年度についてみると、イギリスの支出は〇・三八%であり、オランダの一・六四%、スウェーデンの一・八一%などと比べて依然として低い水準にあつた（OECD, Employment Outlook 2000）。